

ひだかしんきん農業支援ローン

ファームサポート

商品内容

ご利用いただける方

当金庫の会員または会員資格を有する方で、次の1~3の条件を満たす方

1	北海道農業信用基金協会の会員または農業協同組合の組合員である方
2	農業を営む個人事業主および法人・任意団体
3	北海道農業信用基金協会の保証が得られる方

お使いみち

農業経営の改善または農家経済の安定に資する運転資金および設備資金

ご融資金額

- 個人事業主
10万円以上3,600万円以内(10万円単位)
- 法人・任意団体
10万円以上7,200万円以内(10万円単位)

ご融資の方法

手形貸付または証書貸付

ご融資期間

- 手形貸付
1年以内
- 証書貸付 ※据置期間1年以内
運転資金：10年以内
設備資金：25年以内

北海道農業信用基金協会の信用保証制度を活用した農業者専用ローンです



ご返済方法

- 手形貸付
期日一括返済
- 証書貸付
元金均等返済または元利均等返済
(年1回、年2回、年4回または毎月返済)

ご融資利率

- 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
- 手形貸付：固定金利型
 - 証書貸付：変動金利型
 - ※別途、保証料が必要となります。

担保

北海道農業信用基金協会の定めによります。

保証人

- 個人事業主：原則不要
- 法人・任意団体：代表者の方

その他

- お申込みに際しては、当金庫及び北海道農業信用基金協会の審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。
- ご返済額の試算、その他ご不明な点につきましては、当金庫本支店窓口までお問合せください。
- 店頭に「商品説明書」をご用意しております。

お申込み・お問い合わせはお近くのひだかしんきん窓口へ。ご希望の場合は営業担当がご訪問いたします。



これまでも これからも このまちで

<http://www.shinkin.co.jp/hidaka>



本店営業部	☎0146-22-4111	えりも支店	☎01466-2-2311
静内支店	☎0146-42-1531	広尾支店	☎01558-2-3161
三石支店	☎0146-33-2311	堺町支店	☎0146-22-5611
様似支店	☎0146-36-2341	札幌支店	☎011-200-7070

ひだかしんきん農業支援ローン 「ファームサポート」商品説明書

令和8年4月1日現在

項目	内容
商品名称	ひだかしんきん農業支援ローン「ファームサポート」
ご利用頂ける方	当金庫の会員または会員となる資格を有する方で、以下の(1)～(3)の条件を満たす方 (1)北海道農業信用基金協会の会員または農業協同組合の組合員である方 (2)農業を営む個人事業主および法人・任意団体 (3)北海道農業信用基金協会の保証が得られる方
お使いみち	農業経営の改善または農家経済の安定に資する運転資金および設備資金
ご融資金額	(1)個人事業主 10万円以上3,600万円以下(10万円単位) (2)法人・任意団体 10万円以上7,200万円以下(10万円単位)
ご融資期間	(1)手形貸付 1年以内 (2)証書貸付 運転資金：10年以内 設備資金：25年以内 ※証書貸付は据置期間1年以内
ご融資利率	当金庫所定の利率を適用させていただきます。 なお、手形貸付は「固定金利型」、証書貸付は「変動金利型」となります。 ※別途、保証料が必要となります。
ご返済方法	(1)手形貸付 期日一括返済 (2)証書貸付 元金均等返済または元利均等返済 ※年1回または2回または4回払いまたは毎月払
保証人	(1)個人事業主の場合・・・原則不要です。 (2)法人・任意団体の場合・・・代表者の方。
担保	北海道農業信用基金協会の定めによります。
その他	(1)北海道農業信用基金協会の保証をご利用いただきます。 (2)審査によっては、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください。 また、現在の融資利率やご返済額の試算につきましては、当金庫本支店窓口へお問い合わせください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部リスク統括課(9時～17時、電話0120-078-390)にお申し出ください。 紛争解決措置 札幌弁護士会(電話011-251-7730)東京弁護士会(電話03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記総務部リスク統括課、全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)または北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話011-221-3273)にお申し出ください。 なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。その際には、現地調停、移管調停の方法により、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。か東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務部リスク統括課へお問い合わせ下さい。